

寒川町公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第10号

### 寒川町公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

寒川町公金取扱金融機関に関する規則(昭和40年寒川町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「政令第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により町の歳入の徴収又は収納事務の委託を受けた私人をいう。」を「法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者をいう。」に改める。

第15条中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。